

海上自衛隊及び航空自衛隊の予備自衛官の予備自衛官手帳、人事記録及び身体歴
の取扱いについて（通達）

平成 3 年 12 月 24 日
陸幕人計第 405 号

改正 平成 18 年 7 月 26 日陸幕法第 127 号 平成 19 年 3 月 28 日陸幕法第 61 号
平成 21 年 2 月 3 日陸幕法第 10 号 平成 30 年 3 月 14 日陸幕法第 104 号

陸上総隊司令官

各方面総監

殿

陸上幕僚長

（例規 21）

海上自衛隊及び航空自衛隊の予備自衛官の予備自衛官手帳、人事記録及び身
体歴の取扱いについて（通達）

標記について、平成 4 年 2 月 1 日以降下記により実施されたい。

記

1 予備自衛官手帳の取扱い

（1） 交付

海上自衛隊及び航空自衛隊の予備自衛官（以下「予備自衛官」という。）
の管理を担当する地方協力本部長（以下「担当地方協力本部長」という。）
は、予備自衛官の任用に際して、予備自衛官の任免等細部取扱いに関する達
（陸上自衛隊達第 21—9 号）（以下「達」という。）第 2 条第 2 号に規定す
る担当地方総監（以下「担当地方総監」という。）又は達第 2 条第 3 号に規
定する担当方面隊司令官等（以下「担当方面隊司令官等」という。）から予
備自衛官手帳の送付を受けたときは、送付された予備自衛官手帳に所要の事
項を記入し、当該予備自衛官に交付する。

（2） 記載事項に変更を生じた場合の処置

担当地方協力本部長は、予備自衛官手帳の記載事項に変更を生じたため予
備自衛官から予備自衛官手帳の提出を受けたときは、所要の事項を記入又は
訂正して、認証印を押し、当該予備自衛官に交付する。

（3） 離職時の処置

担当地方協力本部長は、予備自衛官が離職した場合には、予備自衛官手帳
を直ちに回収し、担当地方総監又は担当方面隊司令官等に送付する。ただし、
担当地方総監又は担当方面隊司令官等から予備自衛官手帳の処分を依頼さ
れた場合には、地方協力本部において焼却により処分することができる。

(4) 再交付

担当地方協力本部長は、予備自衛官からの予備自衛官手帳再交付申請書又は予備自衛官手帳再発行申請書の提出を受け、予備自衛官手帳の再交付を行う必要があると認められる場合には、担当地方総監又は担当方面隊司令官等から予備自衛官手帳の送付を受け、すみやかに当該予備自衛官に再交付する。

(5) 記録

担当地方協力本部長は、陸上自衛隊における身分証明書等の取扱いに関する達（陸上自衛隊達第 32—3 号）第 11 条に準じて、予備自衛官手帳交付簿を備え、予備自衛官手帳の交付の状況を明らかにしておく。

2 人事記録及び身体歴の取扱い

(1) 保管

担当地方協力本部長は、当該予備自衛官の勤務記録表抄本、准海尉又は准空尉以下の階級を指定されている者の予備自衛官志願票・予備自衛官継続任用志願票及び予備自衛官宣誓書（以下「人事記録」という。）並びに身体歴を保管する。

(2) 担当変更に伴う処置

担当地方協力本部長は、予備自衛官が担当区域外に住所を変更したときは、当該予備自衛官の勤務記録表抄本（以下「抄本」という。）にその旨を記載し、他の人事記録及び身体歴とともに、達第 7 条第 2 項に準じて新担当地方協力本部長に移管する。

(3) 幹部の階級への昇進に伴う処置

担当地方協力本部長は、予備自衛官が幹部の階級に昇進した場合には、当該予備自衛官志願票及び継続任用志願票を、海上自衛隊の予備自衛官にあつては海上幕僚長に、航空自衛隊の予備自衛官にあつては航空幕僚長に、それぞれ移管する。

(4) 訓練招集に伴う処置

担当地方協力本部長は、予備自衛官に訓練招集命令が発せられたときは、当該予備自衛官の抄本及び身体歴を達第 2 条第 5 号に規定する訓練招集部隊等の長に送付する。

(5) 離職時の処置

担当地方協力本部長は、予備自衛官が離職したときは、当該予備自衛官の人事記録及び身体歴を、海上自衛隊の予備自衛官にあつては海上幕僚長に、航空自衛隊の予備自衛官にあつては達第 2 条第 4 号に規定する地区予備自衛官担当部隊等の長に、それぞれ移管する。

配布区分：海上幕僚長

航空幕僚長

自衛隊各地方協力本部長